

南魚沼市森林基本計画策定業務委託 事業者選定基準

1. 目的

本基準は、南魚沼市森林基本計画策定業務委託に係る一般公募型プロポーザルを実施するにあたり、契約候補事業者を選定するための基準について、必要な事項を定めるものとする。

2. 審査方法等

(1) 審査方法等

審査方法は、提出書類に基づく書類審査とプレゼンテーションによる審査の総合評価方式で行い、順位を決定する。なお、書類審査、プレゼンテーション審査は行政職員 5 名程度が評価するものとし、それぞれ評価した合計点数の平均点数（総合計点数/人数）を、その事業者の評価点数とする。

書類審査では、いずれの事業者も、書類審査による仮採点において評価点数が満点の 7 割以上（以下「基準点」という）を超えていることを選定の条件とする。

プレゼンテーション審査では、企画提案書に基づいて事業者のプレゼンテーション及び質疑応答を実施し、最終的な総合評価による審査を行う。

なお、提案者が 1 事業者のみの場合においても、一連の審査を行うこととし、評価点数が基準点を超えていることを条件として、その事業者を候補者とする。

審査区分	#	審査項目		配点
技術評価	1	全体的な内容	業務全般に対する考え方	10点
			提案内容の実現性	10点
	2	業務の実施方法	資料の収集・分析	10点
			実施体制・スケジュール	10点
			会社及び配置技術者の資格要件	10点
3	追加提案	仕様にはないが、有効と思われる提案	40点	
価格評価	4	提案価格		10点
合計				100点

(2) 評価項目及び内容

① 技術評価（書類審査・プレゼンテーション審査）の評価項目及び評価内容は、以下のとおりとする。

#	評価項目		評価内容
1	全体的な内容	業務全般に対する考え方	委託業務の背景・目的が適切に理解されており、提案内容の方向性が本市の方針に即しているか。
		提案内容の実現性	実績等を踏まえ、提案内容が実現可能なものであるか。

2	業務の実施方法	資料の収集・分析	担当職員の負担が極力かからない、資料の収集の提案があるか。分析方法が明確に記載されているか。
		実施体制・スケジュール	プロジェクト推進体制及び役割分担について、具体的に記載されているか。無理のない工程で、詳細にスケジュールが明記されているか。
		会社及び配置技術者の資格要件	実施要領に記載の資格を有した技術者の配置が可能か。実施要領に記載の認証を保有しているか。(ISMS・JIS Q 15001)
3	追加提案		仕様にはないが、有効と思われる提案があるか。

② 価格評価の評価項目及び内容

書類審査の価格評価における評価内容、評価点数の算定手法は、下記のとおりとする。

- (ア) 業務委託範囲内の各項目の価格総額により、価格評価を行う。
- (イ) 価格評価点の算定式は、次のとおりとする。(計算結果の小数点以下は四捨五入する)
- (ウ) 見積価格が見積限度額を超えた場合、または見積限度額の80%未満の金額である場合、当該事業者は失格とする。
- (エ) 見積限度額は、南魚沼市森林基本計画策定業務に係る一般公募型プロポーザル実施要領の4「見積限度額」において定めた金額とする。

【算定式】 価格評価点^{※1} = 100点 × (1 - 見積価格 / 見積限度額)

※1：価格評価点は10点を限度とする。

(例) 見積価格 = 5,500千円 見積限度額 = 6,000千円

【算定式】 100点 × (1 - 5,500千円 / 6,000千円) ≒ 8.333点
→ 四捨五入 → 8点